

## 議案第54号

富士見市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について  
富士見市立図書館条例（平成6年条例第8号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年8月29日提出

富士見市長 星野光弘

### 提案理由

図書館利用カードの電子化等に伴い、富士見市立図書館条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

## 富士見市立図書館条例の一部を改正する条例

富士見市立図書館条例（平成6年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第9条ただし書中「については、次条第3項に規定する利用カードを指定管理者に提示して視聴しなければならない」を「当たっては、指定管理者に次条第3項に規定する利用カードを提示する方法その他教育委員会規則で定める方法により視聴するものとする」に改める。

第11条中「を受けようとする者は、利用カードを指定管理者に提示しなければならない」を「は、当該貸出しを受けようとする者が指定管理者に利用カードを提示する方法その他教育委員会規則で定める方法により行うものとする」に改める。

### 附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。